ロ　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に設置される燃料電池発電設備（当該自動車の動力源として用いる電気を発電するものであって、圧縮水素ガスを燃料とするものに限る。）であって、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第十七条第一項及び第十七条の二第三項の基準に適合するもの

第四十八条第四項に次の一号を加える。

六　発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）第七十三条の二第一項に規定するスターリングエンジンで発生させた運動エネルギーを原動力とする発電設備であって、出力十キロワット未満のもの（発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第二条　発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章　可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料の貯蔵設備（第六十九条―第七十三条）」を「第九章　可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料の貯蔵設備（第六十九条―第七十三条）　第九章の二　スターリングエンジン及びその附属設備（第七十三条の二―第七十三条の六）」に改める。

第五条の見出し中「ボイラー等」の下に「及びその附属設備」を加え、同条中「化学的及び」を「化学的影響及び」に改める。

第六条の見出し中「ボイラー等」の下に「及びその附属設備」を加える。

第十二条、第十八条、第二十四条及び第三十条第一項中「化学的及び」を「化学的影響及び」に改める。

第三十四条に次の一項を加える。

3　電気事業法施行規則第四十八条第四項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備には、前項の規定は適用しない。

第三十五条中「各号を満たす構造のもの」を「いずれかに該当する燃料電池設備」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一　燃料ガスを通ずる部分の燃料ガスが安全に排除される構造である燃料電池設備又は燃料ガスを通ずる部分に密封された燃料ガスの爆発に耐えられる構造である燃料電池設備であって、出力十キロワット未満のもの

二　前条第三項の燃料電池設備

第四十条第一項及び第五十七条中「化学的及び」を「化学的影響及び」に改める。

第七十三条の次に次の一章を加える。

第九章の二　スターリングエンジン及びその附属設備

（スターリングエンジン及びその附属設備の材料等）

第七十三条の二　スターリングエンジン（シリンダーの中に密封した作動流体（凝縮しない状態で使用するものに限る。）の温度変化による体積変化により運動エネルギーを発生させる設備をいう。以下同じ。）及びその附属設備に属する容器並びに管の耐圧部分に使用する材料は、最高使用圧力、最高使用温度及び最低使用温度において材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならない。

2　スターリングエンジンに使用する作動流体は、不活性ガス又は空気でなければならない。

（スターリングエンジン及びその附属設備の構造）

第七十三条の三　スターリングエンジンは、非常停止装置が作動したときに達する回転速度及び往復速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。

2　スターリングエンジンの軸受は、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものでなければならない。

3　スターリングエンジン及びその附属設備の耐圧部分の構造は、最高使用圧力、最高使用温度又は最低使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。

4　スターリングエンジン及び発電機その他の回転体を同一の軸に結合したもの（スターリングエンジン及び発電機その他の回転体を同一の軸に結合しない場合にあっては、スターリングエンジン）の危険速度は、調速装置により調整することができる回転速度のうち最小のものから非常停止装置が作動したときに達する回転速度までの間にあってはならない。ただし、危険速度における振動が当該スターリングエンジンの運転に支障を及ぼすことのないよう十分な対策を講じた場合は、この限りでない。

（調速装置）

第七十三条の四　誘導発電機と結合するスターリングエンジン以外のスターリングエンジンには、定格負荷を遮断した場合に達する回転速度及び往復速度を非常停止装置が作動する回転速度未満及び往復速度未満にする能力を有する調速装置を設けなければならない。

（非常停止装置）

第七十三条の五　スターリングエンジンには、運転中に生じた過回転、過熱その他の異常による危害の発生を防止するため、その異常が発生した場合に当該スターリングエンジンを自動的かつ速やかに停止させる非常停止装置を設けなければならない。

（計測装置）

第七十三条の六　スターリングエンジン及びその附属設備には、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置を設けなければならない。

第七十五条中「化学的及び」を「化学的作用及び」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁
財務省告示第六号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、平成十五年法務省告示第三号（社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月五日

金融庁長官　細溝　清史
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎

「ノルドドイチェ　ランデスバンク　ルクセンブルグ　エスエー　十六」を「ノルドドイチェ　ランデスバンク　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ルート　ダーロン　二」に改め、「ノルドドイチェ　ランデスバンク　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　フィンデルテッド　ルー　ロ　エスエー　一　エエメ　七」を「ディービーエス　バンク　リミテッド　シンガポール共和国　マリーナ　ブールバード　十二　マリーナ　ベイフィナンシャル　センター」に改め、スミトモ　ミツイ　トラスト　バンク（ユーエスエー）　リミテッドの項の次に次のように加える。